令和 5 年度 社会福祉法人 北見市社会福祉協議会 福祉団体等運営費助成事業 実施要項

1.目的

福祉団体等運営費助成事業(以下「助成事業」という。)は、地域における福祉的課題解決に向けた組織的な活動を支援するため、法人格を持たない福祉団体やボランティア団体などに対して運営費の助成を行い、団体の運営が円滑に進むことを目的に実施する。

2. 助成事業の対象経費

消耗品・印刷製本費・通信運搬費・賃借料等の事務費、研修会・交流会等の事業費など運営費全般を対象とするが、飲食にかかる経費は対象外とする。

3. 助成金額

- I)助成金額は、申請内容や他の同種活動実施団体などの状況を勘案し、 予算の範囲内でそれぞれ決定する。
- 2) 一団体当りの助成金額の上限は 50.000 円とする。
- 3) **当会の予算額を超える**申請があった場合には、各申請**団体の予算総額** の I 割以内で助成するものとする。
- 4) 団体が活動の継続や発展を図るために行う記念事業等については通常 運営の助成金とは別に予算の範囲内で助成することができる。

4. 申請方法

別に定める申請書に、団体の運営状況を把握できる書類(団体規約および会則・事業計画・収支予算等)を添付の上、申請するものとする。

5. 助成金の決定

助成の可否、並びに助成金額については、別途通知するものとする。

6. 実績報告

助成を受けた団体は、別に定める報告書に収支決算書等の必要書類を添付の上、事業終了後速やかに報告するものとする。

7. 助成金の返還

助成金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の一部または全部の返還を求めることができる。

- 1)決算において支出総額が助成額に満たない場合。
- 2)対象経費以外に助成金を使用したことが判明した場合。
- 3) 虚偽の報告、その他不正行為があった場合。